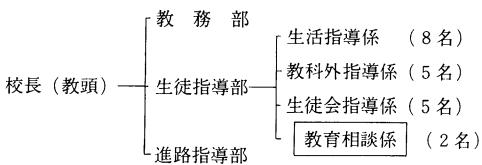


て学級経営に当たりたいものである。

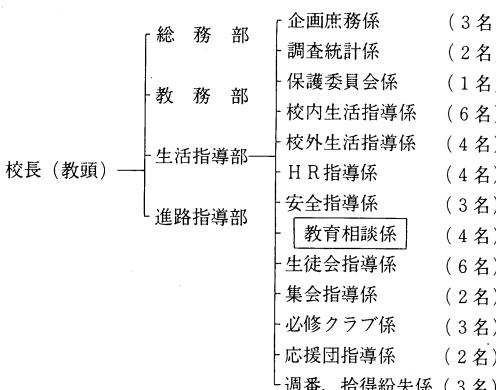
#### 四、校内における教育相談の指導 体制

地区	県 北	県 南	会 津	いわき	相 双	計
設置している学校	3	8	4	9	6	30
調査校	12	21	19	14	11	77
百分比	25.0	38.1	21.1	64.3	54.1	39.0%

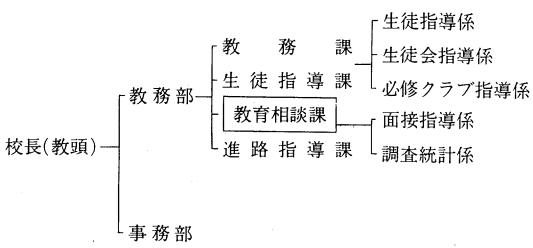
(図 1) 県北地区 A 校の組織例



### (図2) 県北地区B校の組織例



(図3) 会津地区C校の組織例



生徒指導の内容を充実してゆくためには管理・訓育的な機能だけでなく、それに並行して「共感的理解」にもとづく受容的・相談的機能が必要であることが指摘されるようになってもう久しい。実際、教育相談的発想が、校務分掌上の位置づけは別にしても、日常的な営みの中に生かされ、それを特定の教師たちが行う特定の仕事でなく、全校的なものにするための体制づくりに取り組んでいる学校が多く見られる。

もちろん、教育相談係をおき、相談室が設置されさえすれば、教育相談活

「教育相談」の係を置いている。(表1)そして図1・図2に見られるよう、校内の分掌組織として生徒指導部のなかに生活指導係、教科外指導係、生徒会係等と並列に位置づけられており、二名ないし四名で構成されている例が多い。なかにはごく少数であるが、独立した課として生徒指導課と並行させた組織をつくっている例も見られる。

(図3)

ある場合に多く見られる。後者は相談担当者中心の編成でないため、ともすると、係の意欲や活動が低調になりやすいが、生徒指導の他の部門との連絡は、無理のない長続きする方法である。教育相談係は校内で相談活動を推進してゆく上のまとめ役であって、仕事の内容としては、一般的に、①相談活動に関して、すべての教師、特に生徒指導の第一線の担当者であるホールーム担任へのサービス。②相談室の整備及びその管理と運営。③各種調査・

検査の計画立案と、その実施。④指導資料の整備・保管と、その提供。  
⑤外部の関係機関との連絡と、教師、生徒及び保護者への広報。⑥ホームルーム担任、教科担任、生徒及び保護者の依頼による直接の面接相談。⑦共通理解を深めるための校内相談研修の企画運営等があげられている。

力が空転し、周囲の協力が得られず、時には浮き上がつたり、独走したりすることがある。相談が生徒指導の分野で他に優先し、相談さえやつておればすべての教育が充実されてしまうような錯覚に陥り、他の教師との間にみぞが開いてしまうからである。今までもなく相談活動は全教師の協力体制ができてはじめて機能的に進められる。なかでもホームルーム担任と養護教諭を抜きにしては相談活動は考えられない。ホームルーム担任はルームの生徒に接する機会が多く、生徒を理解し得る立場にあり、生徒にとつても最も身近かな存在であつて、常に生徒の相談手にならざるを得ない状態におかれ